Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





令和元年8月28日

北海道のサイクルツーリズム推進方針に基づく ルート協議会の募集について

~サイクルツーリズムの推進による広域的な周遊観光等の地域振興実現のために~

「北海道サイクルルート連携協議会」は、本協議会と連携・協働し、北海道内のサイクルルートに おいて、質の高いサイクルツーリズムを提供する活動団体の募集を開始します。

アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光資源を活かしながら、サイクリングを楽しめる環境を 高めていくことを目的として、官・民をはじめ多くの関係者が連携・協働する取組を北海道内で本格展 開していくため、令和元年8月19日に「北海道サイクルルート連携協議会」が設立されました。

本協議会では、策定した「北海道のサイクルツーリズム推進方針」に則り、本協議会と連携・協働し 質の高いサイクルツーリズムを提供する団体(ルート協議会)の募集を下記のとおり開始するので、お 知らせします。

記

1. 募集期間:令和元年8月28日~9月30日(以降も随時受付可能)

2. 申込要領:公募要項(別紙)を参照

3. 申 込 先:北海道サイクルルート連携協議会事務局

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課

〒060-8585 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 経済部 観光局 受入体制整備グループ

問合せ先	所 属	役 職 名	氏 名	電話番号
	国土交通省 北海道開発局	======================================	± m	011-709-2311
	建設部 道路計画課	課長補佐	吉野雅之	(内線:5365)
	北海道 経済部 観光局	主幹	長山由起夫	011-231-4111
	受入体制整備グループ	土		(内線:26-593)

北海道のサイクルツーリズム推進方針に基づく

ルート協議会の公募要項

「北海道サイクルルート連携協議会」は、アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光 資源を活かしながら、サイクリングを楽しめる環境を高めていくことを目的として、官・民 をはじめ多くの関係者が連携・協働する取組を推進しています。

本協議会と連携・協働し、北海道内のサイクルルートにおいて質の高いサイクルツーリズムを提供する活動団体(以下、「ルート協議会」という)を募集します。

取組の背景・目的

サイクリングツアーが国内外の観光客から高く評価されるなか、自転車を活用 した観光地域づくりは有望視されているものの、サイクリストの受入環境や走行 環境が必ずしも十分整っていない等、サイクリング環境の整備が課題となってい ます。

北海道においても「取組を進めたいが、どこに相談して良いのかわからない」「一緒に取り組む仲間を探したい」「取組を改善したいが、どうすれば良いのか自信が持てない」等の様々な悩みを聞いています。

そこで「観光・自転車等のサイクルツーリズムを所管する公共機関、道路・河川敷等の走行空間の管理者、観光等の民間事業者団体」により連携協議会を設置し、ルートの取組を円滑にすることで、より質の高いサイクルツーリズム環境の実現を目指すべく今般の取組を実施するものです。

●募集の概要

(1)募集対象:ルート協議会

- •「北海道のサイクルツーリズム推進方針」に則り北海道サイクルルート連携協議会と連携・協働したサイクルツーリズムの提供を希望する団体
- ・希望する者・団体は「ルート協議会」として、市町村、総合振興局・振興局、開発建設部(事務所含む)、民間事業者団体(観光協会、商工会議所等)、自転車関連団体等により構成する「ルート協議会」(市町村の参画を必須とします)を設置して応募してください。
- 取組の舞台となるサイクルルートは、応募時点において明確である必要はありません。後日の設定で結構です。
- サイクルルートの通過を予定している全ての市町村の参画が望ましいのですが、そうでない場合には少なくとも合意(道路管理者等としての走行環境の整備、自転車推進計画へ

の位置づけなど)を得ていることが必要です。

- ・構成員等が未調整の場合でも応募は可能ですが、その後の連携協議会との協議・確認に より受け付けるか否かを判断します。
- ・ルート協議会(およびその構成員)は、特定の政治的・宗教的信条に基づく活動を行う 団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体では無いことを応募の要件とし、当該 事項が確認された場合には、応募を受け付けません。また応募の受付後であっても連携協 議会との連携・協働体制を解消します。
- ・連携協議会との連携・協働により、ルート協議会が実施するサイクルツーリズムの取組 に必要な助言・支援を受けることができますが、推進方針に則り活動する旨の規約が遵守 されないなど、質の高いサイクルツーリズム環境が提供されていないと認められるときに は、連携協議会との連携・協働体制を解消します。

(2) 募集主体:北海道サイクルルート連携協議会

・連携協議会は、観光・自転車等のサイクルツーリズムを所管する公共機関、道路・河川 敷等の走行空間の管理者、観光等の民間事業者団体による構成として「北海道商工会議所 連合会、北海道観光振興機構、シーニックバイウェイ支援センター、北海道、北海道運輸 局、北海道開発局」としています。

(3) 募集期間:令和元年8月28日から9月30日

・期限以降も相談・応募は受け付けますが、取組開始の時期が遅れる可能性があります。

(4) 応募の手続き:

- ・本募集要項及び「北海道のサイクルツーリズム推進方針」を良く理解し、応募様式に所要の項目を全て記載し、以下まで提出してください。
- 記入の不備や理解不足等が確認された時には、応募を受け付けない場合があります。

提出先:北海道サイクルルート連携協議会 事務局

- ①北海道開発局建設部道路計画課企画2係 (011-709-2311) 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
- ②北海道経済部観光局受入体制整備グループ (O11-231-4111) 札幌市中央区北3条西6丁目
- ※上記のどちらかに提出してください。なお、最寄りの各開発建設部道路計画課、各総 合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課に照会いただいても構いません。

(5) 応募以降の予定:

• 応募内容等について連携協議会により確認された後、ルート協議会として「推進方針」

に則り活動する旨の規約を連携協議会との協議により策定し、取組を開始することになります。

取組の進め方、注意事項など詳細に記載しているので「北海道のサイクルツーリズム推進 方針」をご覧ください。

●ルート協議会として取り組むことのメリット(一例)

(1) ブランドカの形成

国内外から来道するサイクリストに対し、一定程度以上の安全・安心で充実したサイクリング環境を提供することができ、信頼を通じたブランドカが形成されます。

(2) 観光振興や沿線地域の活性化

イベント等において関係機関と広く連携し、国内外に戦略的にサイクルルートをPRしていきます。これにより新規観光需要を取り込み、観光振興や沿線地域の活性化が期待できます。

(3) ロゴマークの使用によるブランドカの強化と地域振興

ロゴマークは、一定程度以上の安全・安心で充実したサイクリング環境であることを示すため、WEB、ポスター、サイクルマップ、ルートの案内看板及び路面表示、サイクルステーション等への使用を想定していますが、各ルート協議会が活動に必要な資金を得るために販売する商品への表示にも利用することを想定しています。

北海道のサイクルツーリズム推進方針に基づく ルート協議会

応募様式

						<u> </u>	<u> 市和</u>	<u> </u>	月	<u> </u>
項目										
ルート協議会の名称 (案の状態で結構です)										
構成員 (市町村は必須です)										
連絡先 (代表者、住所、電話、メール) ※連絡の取れる方を記載してくだ さい										
基幹ルート (現在の案があれば記載してくだ さい。図面を添付してください)										
地域ルート(同上)										
既往の取組状況 (あれば記載してください)										
ルート協議会としての活動に期待すること(あれば記載してください)										
「北海道のサイクルツーリズム推 進方針」に則り活動することに同 意しますか	はい	•	いいえ	•	どちらと	も言えない	,)			
特定の政治的・宗教的活動を行う 団体ではありませんか	はい	•	いいえ							
暴力団その他の反社会的活動を行 う団体ではありませんか	はい	•	いいえ							
その他 質問・要望、ほかに述べておきた いことなど										
		L## 	_							

未定の項目は記載せずに提出いただいて結構です